

別表1(第3条、第8条関係)

1 対象事業		2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 間接補助率	5 間接交付主体	6 補助率	7 限度額 (補助金)	8 重要な変更	9 その他
細事業	内容								
発展・成長タイプ(一般)	すいかや白ねぎ等の主力産地を維持、発展させるためにJA等が緊急的に導入、普及する機械や簡易な施設の整備、農作業の環境改善に資する機械・施設の整備及び産地づくりに必要な農家等に対する啓発、研修活動、実証ほの設置等	JA、JA生産部(広域)、全農	(1) 主要園芸品目に係る農作業用共同機械(リースを含む)、簡易な出荷調整機械、集出荷施設の改良、パイプハウス(リースを含む)の導入に要する経費 (2) 主力産地づくりに必要な経費(資材費、灌水設備等) (3) 農家等に対する啓発、研修活動、実証ほの設置、販路開拓に要する経費等 ※トラクター、軽トラック等車両、農業以外に利用可能な汎用性のある機械及び建物は除く ※パイプハウスの導入にあたっては鳥取型低コストハウスの導入に努めることとする ※農業用井戸の設置工事費等は次の取扱とする ・工事の結果、水が出ない等井戸として利用できない場合は、事業対象外とし、全額自己負担とする ・井戸を掘る際の調査委託業務(工事とは別)も事業対象とするが、調査ボーリングは1回のみ対象とする ・調査委託業務による調査ボーリングで、水が出ない等の結果となった場合もその費用は事業対象とする	1/2 又は 第6欄の率 (複数市町村にまたがる場合)	市町村	1/3	20,000千円/JA(生産部含む) ※パイプハウス導入における間接補助対象経費の限度額は以下とする (1) ハウス面積240㎡未満 耐雪型:10,100円/㎡、通常型:8,600円/㎡ (2) ハウス面積240㎡以上～300㎡未満 耐雪型:9,500円/㎡、通常型:8,000円/㎡ (3) ハウス面積300㎡以上 耐雪型:8,900円/㎡、通常型:7,600円/㎡ ※農業用井戸の設置における間接補助対象経費の限度額は2,000千円/本とする	補助金の増額	・パイプハウス等の農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した農業者は園芸施設共済又は民間の建物共済や、損害補償保険等(天災に対する補償を必須とする。)に加入するものとする。 ・国の産地生産基盤パワーアップ事業(以下「国事業」という。)の対象となる場合は、優先して国事業を活用しなければならぬ。
発展・成長タイプ(全農広域)		全農 ※複数市町村にまたがる広域の取組の場合				1/3			
新たな特産物育成タイプ(一般)	中山間地域等で、地域の特色を活かした特産物を育成する試行的な取組等	生産組織、農業法人、市町村公社等 (認定新規就農者は除く) ※生産組織は、2戸以上の販売農家とする(薬用作物等で既採択済の事業は除く)	(1) 野菜・花き・果樹の生産体制づくり、販売を目的とした新たな特産物の育成に必要な経費 ・パイプハウス(リース含む)、生産に必要な機械・施設の整備(リースを含む)、果樹の苗木、果樹棚(梨、ぶどうは除く)等 (2) 新技術・新品種の試作、農作業受委託の新たな仕組づくりに必要な経費 ア 温暖化等の気象変化に対応した強い産地づくりに要する経費 ・新たに取り組む排水対策に必要な機械の整備、農作業受委託体制の仕組づくり等 イ 地域を支える担い手農家育成に係る経費 ・新規園芸品目等の導入・拡大に必要な機械・施設の整備等 ただし、他事業と一体的に実施する新たな取組で他事業を活用できない場合に限る ウ 稲作農業者の新たな園芸品目導入・拡大に要する経費 ・新規園芸品目等の生産に必要な機械・施設の整備等 (3) 農産加工品等の試作に要する経費 ・直売等に要する加工機器、パッケージの試作等 (4) 加工・業務用野菜の推進に要する経費 ・品種・機械選定のための実証ほの設置等 ・低コスト輸送の試験、加工適性の確認等 ・生産者に対する研修会経費(視察、調査、専門家の招聘等)に係る旅費・謝金、使用料、業務委託費等) (5) 木質バイオマスを活用した保温栽培の生産体制づくりに要する経費 ・機械整備(リース含む)、旅費、謝金等 (6) 特産物を栽培する際の自己所有の耕放棄地の再生等に要する経費 ・障害物除去、整地、深耕、簡易な土壌改良や基盤整備等 (7) 特産物の育成に必要な視察、調査、専門家の招聘に要する経費 ・旅費、謝金等 (8) 葉たばこ廃作に伴う新規園芸品目の導入支援(R4年度限り) ・生産に必要な機械・施設の整備(リースを含む)等 ※原則、他事業が活用できる経費及び食糧費は除く。 ※トラクター、軽トラック等車両、農業以外に利用可能な汎用性のある機械及び建物は除く。ただし、排水対策等の農作業受委託の新たな仕組づくりに必要な機械は対象とする。 ※パイプハウスの導入にあたっては鳥取型低コストハウスの導入に努めることとする。 ※農業用井戸の設置工事費等は次の取扱とする。 ・工事の結果、水が出ない等井戸として利用できない場合は、事業対象外とし、全額自己負担とする ・井戸を掘る際の調査委託業務(工事とは別)も事業対象とするが、調査ボーリングは1回のみ対象とする ・調査委託業務による調査ボーリングで、水が出ない等の結果となった場合もその費用は事業対象とする	1/2 又は 第6欄の率 (居住地と営農地が異なり、市町村負担が明確に区分できない等のやむを得ない理由がある場合に限り、市町村負担を任意とすることを認める)	市町村	1/3	最長2年間合計で2,500千円/事業実施主体 ※パイプハウス導入における間接補助対象経費の限度額は以下とする (1) ハウス面積240㎡未満 耐雪型:10,100円/㎡、通常型:8,600円/㎡ (2) ハウス面積240㎡以上～300㎡未満 耐雪型:9,500円/㎡、通常型:8,000円/㎡ (3) ハウス面積300㎡以上 耐雪型:8,900円/㎡、通常型:7,600円/㎡ ※農業用井戸の設置における間接補助対象経費の限度額は2,000千円/事業実施主体とする		
新たな特産物育成タイプ(広域等)		広域生産組織等	(8) 上記(1)～(7)に準じる。 ※広域とは、複数市町村の農業者等からなる組織の場合又は一つの組織等が複数市町村にまたがる取組を実施する場合とする。			1/3			
		広域生産組織、JA、全農	(9) 広域で加工・業務用野菜の推進に要する経費 ・上記(4)に準じる (10) 新たな育苗体制、農作業受委託等の広域の仕組づくりの検討に要する経費 ・管理委託料、機械・施設の導入に要する経費、種苗費、資材費等 ※(9)及び(10)にあつては、市町村をまたがって活動する取組に限る。			1/3			
軽労化支援タイプ	軽労化や効率化により作業性を改善し、生産性を向上させることを目的とした取組を推進	生産組織、農業法人、市町村公社等、JA、全農等 ※生産組織は、2戸以上の販売農家とする	(1) 軽労化や効率化により作業性を改善するために要する経費 ・無動力のアシストスーツ等 ※以下の取組は補助対象外 ・鉄製からアルミ製等への器具(梯子等)、機械の更新 ・汎用性のある器具、機械(電動はさみ、携帯、PC、トラック等) ・スマート農業社会実装加速化総合支援事業が対象とする機械 等	1/2 又は 第6欄の率 (複数市町村にまたがる場合)	市町村	1/3	1,000千円/事業実施主体 (間接補助対象経費の限度額は50千円/人)		
新技術導入モデル支援タイプ	とっとり農業イノベーション連絡協議会等において提案、開発された新技術のモデル的取組を推進	生産組織、JA、大学等 ※生産組織は、2戸以上の販売農家とする	・とっとり農業イノベーション連絡協議会等において提案、開発された新技術のモデル的取組に要する経費(資材費、機械、器具、使用料、業務委託費等)			10/10	500千円/事業実施主体		
新規病害虫等防除技術実証タイプ	新規病害虫等による被害の拡大抑制のため、関係者が連携して取り組む緊急防除対策の実証	農業者、法人、生産組織、JA等 ※生産組織は、2戸以上の販売農家とする	新規病害虫等が確認機関(JA、病害虫防除所、農業改良普及所等)によって確認されたほ場等において、被害の拡大抑制のために対象農家が行う緊急防除対策等に必要経費(土壌消毒、微生物資材、生育期防除、被覆資材費、委託料等)	1/2 又は 第6欄の率 (複数市町村にまたがる場合)	市町村	1/3	間接補助対象経費の限度額は以下のとおりとする。 (1) 土壌消毒:86千円/10a		